

## 新潟地方裁判所委員会（第13回）議事概要

- 1 日時 平成20年1月30日（水）午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席者 （下条文武委員，村山伸子委員，山崎まさよ委員欠席）  
大谷吉史委員，奥田隆文委員，小野塚崇委員，木村哲郎委員，佐々木稔委員，  
田邊哲夫委員，辻澤広子委員，中野谷進委員，古川兵衛委員，四ツ谷有喜委員  
(五十音順)

### 4 議事概要

#### (1) 全体概要

前回に引き続き、「地域のリーガルサービスのあり方を考える」との観点から，委員からのプレゼンテーションと意見交換を実施した。

今回は「地方自治体と司法」のテーマで，新潟県県民生活・環境部県民生活課長である佐々木委員から消費者行政と司法との関わりについての説明があり，これを前提に意見交換が行われた。

#### (2) 意見交換の概要

##### ア 地方自治体と司法

- ・ 消費者センターの職員に対して，裁判所書記官による少額訴訟等の説明会を実施し知識を深め，また逆に消費者センターの役割を知ってもらうため，裁判所の職員に対して説明する機会を設けたことがある。
- ・ 多重債務者が裁判所に申立の手续に行くと，庁舎1階にあるモニターに上映されている手続案内ビデオを見て，どの手続を選択するかを決めてもらうような取扱いをしているが，プライバシーに対する配慮を検討する余地がある。
- ・ 現状では，庁舎の狭隘等により，他にスペースを確保することが困難であるが，裁判員裁判用の増築棟の完成後には，設置スペースを確保できる可能性があるもので，意見を踏まえて検討していきたい。
- ・ 消費者センターに相談に来た人からの伝聞であるが，裁判所のサービスについて，「少額訴訟の申立方法が不明だった際に，裁判所窓口で司法書士等に相談するようにと言われた。」「賃貸住宅の原状回復費用等の裁判について，裁判官により，国土交通省作成のガイドラインの位置付けが異なる。」との指摘があった。
- ・ 当事者からの照会についての裁判所のスタンスは，手続の説明は行うが，解決策や手続選択の判断をアドバイスをすることは，公平性の立場からできない。
- ・ 国土交通省のガイドラインは，あくまでもガイドラインにすぎず，当事者の立場でも，本人の納得しやすい解決を考えたときには別の提案をすることもあり得る。

近時，刑事裁判の傍聴者数が大幅に増加しており，一般の方に加え，中学生や高校生もよく来庁するようになった。

- ・ 裁判所の出入口や法廷前廊下に掲示されている注意事項の記載には，やや堅苦しい印象を受ける部分がある。
- ・ 民間の立場からみれば，裁判所の静謐さを保つために禁止事項は必要であるし，禁止事項を明確に伝えるための表現としては相当な内容となっているのではないか。
- ・ アンケートの回収箱のようなものを設置して，裁判所を利用する人から意見を受け付けてはどうか。

#### イ 裁判員制度に関する意見交換

委員長より，裁判員候補者名簿の作成が8月から開始されることに伴い，県内各市町村の選挙管理委員会に説明会を実施しているとの説明があり，また，大谷委員より，辞退事由調査のための企業訪問から得た新潟県内における辞退事由についての説明があり，続いて意見交換が行われた。

- ・ 大学をはじめ中高等学校の教諭が裁判員候補者として選任された場合に問題となるのは，授業の確保である。裁判員に参加しても，文部科学省が定めた必要単位数を確保できるよう，行政機関等において何らかの解決策を検討していただければと思う。
- ・ 社員が2人から10人程度の規模の中小企業の多くに該当することであるが，社員1人1人が自分でしか処理できない仕事を抱えていることが多く，裁判員として出席することには困難も少なくないと考えられる。
- ・ 裁判所が育児や介護のサービスを提供できる態勢を整えられれば，育児中の主婦や要介護者と生活する方も参加しやすくなるのではないか。
- ・ 辞退事由について，いくつかの例が報道されているが，その内容は，どのような事由であれば辞退が認められるというようなものが多い。むしろ，このような手当がされているので，安心して参加してくださいという方向の話になるようにした方が良いのではないか。
- ・ 模擬裁判を体験した人の意見をお聞きして，体験する前と体験した後での感想などをいただいたらどうか。

#### ウ 事務局からの説明

- ・ 新潟地方裁判所発行の広報誌「萬代（裁判員制度特集号）」について，1月29日に発行したこと及び掲載記事の内容を説明した。

#### 5 次回期日

6月16日（月）午後2時から